

会計事務所様向け



財務 R4をもっと使いこなそう！

# 財務 R4シリーズ機能アップセミナー

～Ver.22.2の変更点～

2022年9月7日

株式会社東洋  
エプソン販売株式会社

※本資料に掲載している内容は、2022年8月現在のものです。技術改善により、予告なく変更することもございますのでご了承ください。

## アジェンダ

1. 会計事務所を取り巻く状況の変化
2. 電子帳簿保存法の改正内容とエプソンの対応ポイント
3. 財務 R4 Ver.22.2の変更点
4. Weplat 監査支援サービス Ver.1.1の変更点

[財務R4 Ver.22.2](#)

ダウンロード公開日：2022年8月24日(水)



# 1

# 会計事務所を取り巻く状況の変化

# 改正電子帳簿保存法～改正ポイント～

2022年1月、電子帳簿保存法が改正されました。

今回の法改正は業務負担を軽減することを目的としていますが、電子取引に関して電子保存が義務化されました。

## ポイント① 保存要件の緩和

電子帳簿保存の要件が緩和され、利用しやすくなりました。

## ポイント② 電子取引の電子データ保存の義務化

電子取引については、電子データでの保存が義務付けられました。紙での保存は認められません。

※電子取引とは… 電子メール取引、インターネット取引、EDI取引等で授受した取引関係書類

### 例

- ・電子メールにより請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）を受領
- ・インターネットのホームページからダウンロードした請求書や領収書等のデータ（PDFファイル等）又はホームページ上に表示される請求書や領収書等の画面印刷(いわゆるハードコピー)を利用
- ・電子請求書や電子領収書の授受に係るクラウドサービスを利用



## 改正電子帳簿保存法～2年の宥恕措置～

電子取引の電子データ保存義務化まで2年の宥恕措置が設けされました。

2023年12月31日までに行う電子取引については、保存すべき電子データをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません（事前申請等は不要）。2024年1月からは保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。

＜国税庁の情報＞

国税庁 | 令和3年度税制改正による電子帳簿等保存制度の見直しについて

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/12.htm>



電子帳簿保存法についての詳細は、国税庁ホームページをご参照ください。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/index.htm>

# インボイス制度の導入～概要～

2023年10月から、消費税の仕入税額控除の方式としてインボイス制度が開始されます。

インボイス制度においては、現行の区分記載請求書等の保存に代え、「適格請求書（いわゆるインボイス）」等の保存が仕入税額控除を行うための要件となります。

## 適格請求書（インボイス）とは…

売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。

具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加された書類やデータをいいます。

### 記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び**登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **消費税額等**（端数処理は一請求書当たり、税率ごとに1回ずつ）
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

※適格請求書交付義務が免除される取引もあります。

（3万円未満の公共交通機関である船舶、バス又は鉄道による旅客の運送等）

(株)〇〇御中				⑥ 請求書
××年11月分				
②	11/1	牛肉	※	5,400 円
	11/2	小麦粉	※	2,160 円
	:			:
	11/30	ビール		6,600 円
※ 軽減税率対象				③ 合計 87,200 円
				うち消費税 7,200 円
(10%対象 40,000 円)				④ 消費税 4,000 円
(8%対象 40,000 円)				⑤ 消費税 3,200 円
				△△(株)
				① 登録番号 T1234567890123

# インボイス制度の導入～スケジュールと変更ポイント～

2023年10月  
制度開始

2026年10月

2029年10月

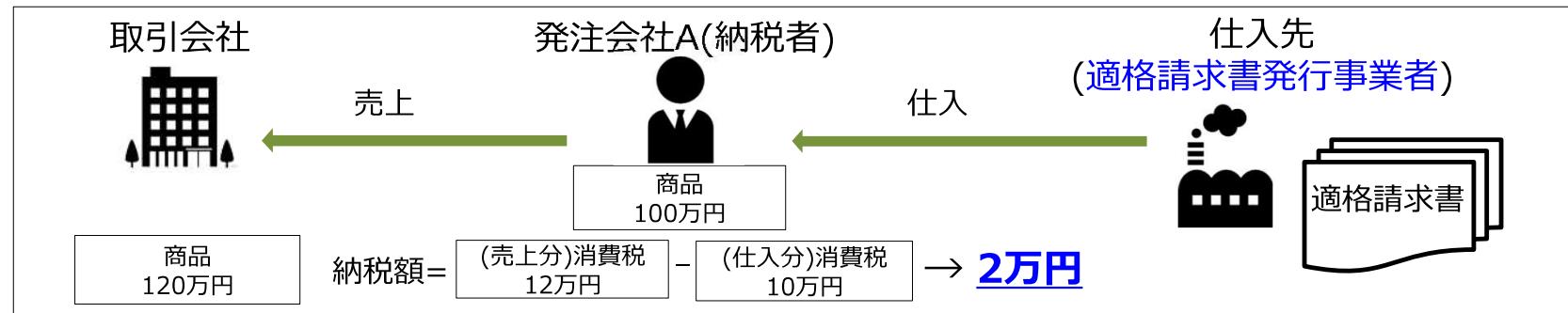
適格請求書発行事業者以外からの  
仕入税額控除(経過措置)

80%

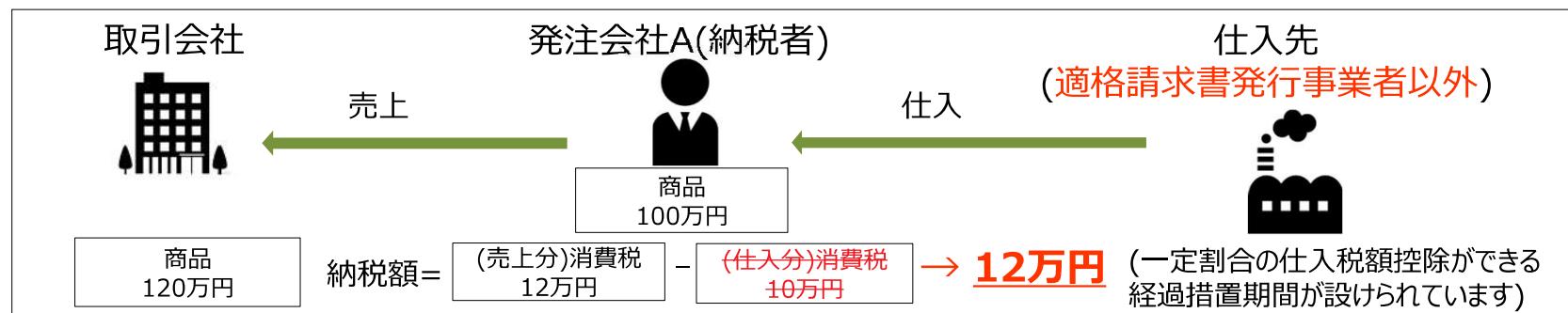
50%

0%

仕入税額控除  
適用



仕入税額控除  
不可



※適格請求書発行事業者申請するには「課税事業者」である必要があります。

「免税事業者」は適格請求書発行事業者登録ができないため、インボイスを交付することができません。

# インボイス制度の導入～エプソンの対応～



## ■適格請求書発行事業者の申請

適格請求書を発行するためには発行事業者への登録が必要です。制度開始時から登録を受ける場合、2023年3月までに税務署に申請する必要があります。

「申請・届出書 R4」では、「適格請求書発行事業者の登録申請書」等を作成できます。2022年9月には、複数の顧問先の「適格請求書発行事業者の登録申請書（国内事業者用）」をまとめて作成できる一括機能を追加します。  
「電子申告 R4」と連携すれば、電子で一括申請できます。



## ■財務 R4シリーズでの入力

「財務 R4シリーズ」では、適格請求書発行事業者番号を入力しなくても、適格請求書発行事業者適否を設定できるようにする予定です。

非適格請求書発行事業者の仕入税額控除の経過措置については、伝票日付による控除率の自動判定を可能とします。

また、期中に免税業者から適格請求書発行事業者へ変更するケースにも対応します。



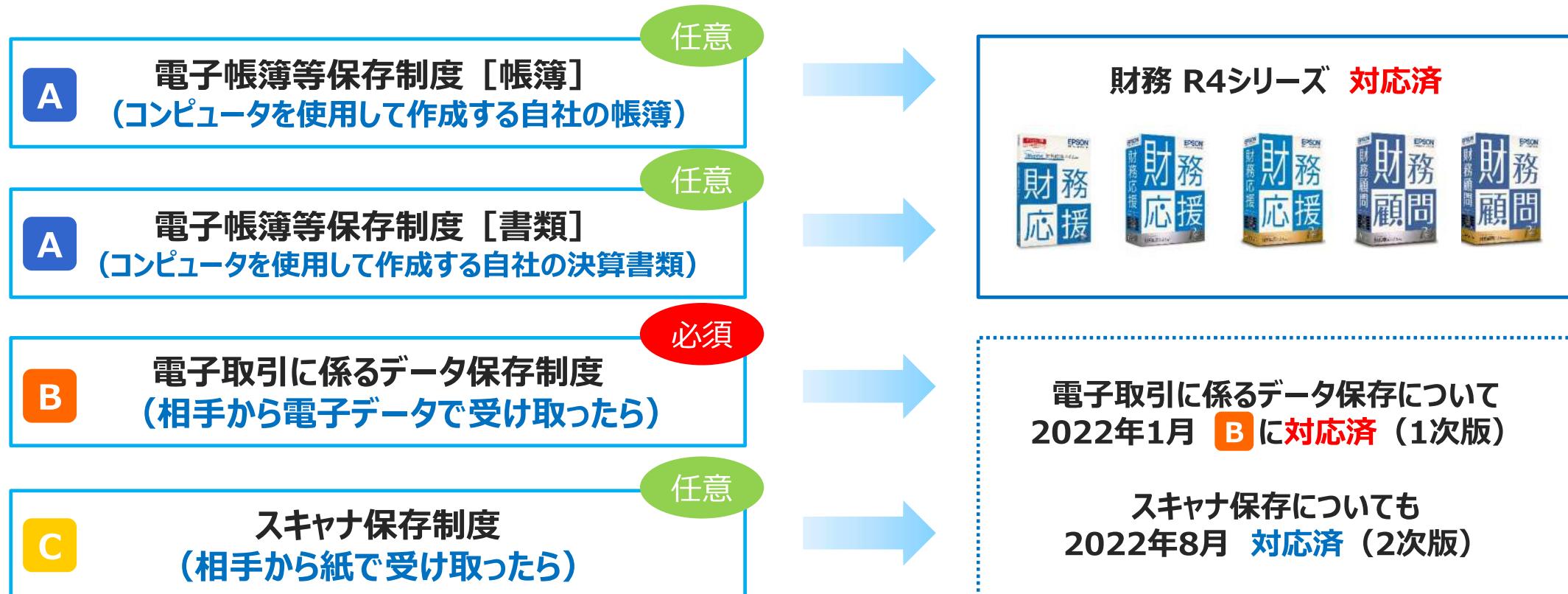
## 2

# 電子帳簿保存法の改正内容と エプソンの対応ポイント

※電子帳簿保存法についての詳細情報は、国税庁ホームページをご確認ください。

# エプソンの電子帳簿保存法への対応

財務 R4シリーズは、電子帳簿保存法の改正に以下のように対応します。



※自己が発行する取引関係書類（領収書、請求書等）は、財務R4シリーズ以外の部分になります。  
ご利用システムの電子帳簿保存法への対応状況については、各メーカーにご確認ください。

## A 令和3年度 電子帳簿保存法の改正内容 <電子帳簿保存>

令和3年度 税制改正“電子帳簿等保存”に関する内容については、以下の通りです。

### 電子帳簿等保存に関する改正事項

#### 1. 税務署長の事前承認制度が廃止

事前承認なしで電子帳簿保存を始めることができるようになりました。

#### 2. 優良な電子帳簿に係る過少申告加算税の軽減措置が整備されました。

一定の国税関係帳簿※について優良な電子帳簿の要件を満たして電磁的記録による備付け及び保存を行い、本措置の適用を受ける旨等を記載した届出書をあらかじめ所轄税務署長に提出している保存義務者について、その国税関係帳簿（優良な電子帳簿）に記録された事項に関し申告漏れがあった場合には、その申告漏れに課される過少申告加算税が5%軽減される措置が整備されました。

#### 3. 最低限の要件を満たす電子帳簿についても、電磁的記録による保存等が可能となりました。

詳しくは次ページをご覧ください。

※一定の国税関係帳簿とは、所得税法・法人税法に基づき青色申告者（青色申告法人）が保存しなければならないこととされる総勘定元帳、仕訳帳その他必要な帳簿（売掛帳や固定資産台帳等）又は消費税法に基づき事業者が保存しなければならないこととされている帳簿をいいます。

## A 令和3年度 電子帳簿保存法の保存要件 <電子帳簿保存>

電子帳簿保存は「優良な電子帳簿」「優良」と「最低限の要件を満たす電子帳簿」「その他」に区分されました。

保存要件概要		改正前	改正後	
			優良	その他
真実性の確保	記録事項の訂正・削除を行った場合には、これらの事実及び内容を確認できる電子計算機処理システムを使用すること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
	帳簿に係る記録事項の入力をその業務の処理に係る通常の期間を経過した後に行った場合には、その事実を確認することができること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
	帳簿に係る電磁的記録の記録事項とその帳簿に関連する他の帳簿の記録事項との間において、相互にその関連性を確認できるようにしておくこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
	帳簿に係る電磁的記録の保存等に併せて、システム関係書類等(システム概要書、システム仕様書、操作説明書、事務処理マニュアル等)の備付けを行うこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
可視性の確保	帳簿に係る電磁的記録の保存等をする場所に、その電磁的記録の電子計算機処理の用に供することができる電子計算機、プログラム、ディスプレイ及びプリンタ並びにこれらの操作説明書を備え付け、その電磁的記録をディスプレイの画面及び書面に、整然とした形式及び明瞭な状態で、速やかに出力できるようにしておくこと	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input checked="" type="radio"/>
検索要件	①取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定できること→改正後、記録項目は取引年月日、取引金額、取引先に限定	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
	②日付又は金額に係る記録項目については、その範囲を指定して条件を設定できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
	③二つ以上の任意の記録項目を組み合わせて条件を設定できること	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	—
	税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしていること	—	—	<input checked="" type="radio"/>

## A 電子帳簿保存（国税関係の帳簿書類）をシステムで始めるには①

“優良”は満たす要件が多いですが、過少申告加算税の軽減措置を受けられるメリットがあります。

財務 R4シリーズはJIIAMAによる電子帳簿ソフト法的要件認証を受けており、“優良”にも対応しています。

“その他”と“優良”的違いは以下の通りです。

	保存要件数	事前届出	過少申告加算税 の軽減措置	所得税の青色申告特別控除 (65万円)
その他	3	不要	受けられない	受けられない <sup>(注1)</sup>
優良	8	必要	受けられる <sup>(注2)</sup>	受けられる

(注1) 所得税の青色申告特別控除（65万円）を受ける条件は、電子帳簿保存（優良）or 電子申告です。

(注2) 過少申告加算税軽減措置を適用するには、事業者が作成するすべての国税関係帳簿について優良電子帳簿の対応が必要であるため、財務R4以外でも国税関係帳簿に該当する帳簿を作成している事業所は、当該帳簿も優良電子帳簿の要件を満たす形で保存しなければ、過少申告加算税軽減の措置は受けられません。



財務 R4シリーズ

その他

財務 R4シリーズで特別な設定の必要なし

どちらか選択できます

優良

[設定] タブ→会社基本情報変更から電子帳簿保存“する”を選択

※詳しくはマニュアルをご確認ください。

## A 電子帳簿保存（国税関係の帳簿書類）をシステムで始めるには②

“優良”で申請する際は、会社基本情報設定画面で電子帳簿保存「する」に設定します。“その他”的な場合は設定不要です。

### ▼会社基本情報設定画面

The screenshot shows the 'Corporate Basic Information Settings' window. At the top, there are tabs: 基本情報1(SF1), 基本情報2(SF2), 基本情報3(SF3), 運用情報(SF4), 消費税情報(SF5), 帳票情報(SF6), and 電子帳簿設定(SF7). The '電子帳簿設定(SF7)' tab is highlighted with a red border. Below the tabs, there is a table with four rows:

電子帳簿保存	<input checked="" type="radio"/> する <input type="radio"/> しない
変更日付	
変更者	
証憑のクラウド保管	<input type="radio"/> する <input checked="" type="radio"/> しない

※注意事項

<電子帳簿保存>

- 当期の伝票もしくは仕訳が入力されている場合、「する」には変更できません。  
(但し先行伝票、仮伝票は除きます)
- 電子帳簿保存を「する」にすると「しない」には戻すことができません。  
またマスターメンテナンスなどの一部の機能に制限がかかります。
- その他の注意点と制限事項は「ヘルプ」またはマニュアルをご確認ください。

注意

設定手順

[https://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a\\_id/4421/](https://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a_id/4421/)

## B 令和3年度 電子帳簿保存法の改正内容 <電子取引保存>

### 電子取引に関する改正事項

#### 1. タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

タイムスタンプ要件に係るタイムスタンプの付与期間及び検索要件に係る検索項目について「スキヤナ保存（区分②）に関する改正事項」の2(1)と(4)と同趣旨の改正が行われたほか、基準期間（注）の売上高が1,000万円以下である方（小規模な事業者）について、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、検索要件の全てが不要とされました。

#### 2. 適正な保存を担保する措置として、次の見直しが行われました。

- (1)申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録について、その電磁的記録の出力書面等の保存をもってその電磁的記録の保存に代えることができる措置は、廃止されました。
- (2)電子取引の取引情報に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

### スキヤナ保存要件

- (1)タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- (4)検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保（帳簿の検索要件②及び③に相当する要件）が不要となりました。

## B 令和3年度 電子帳簿保存法の保存要件 <電子取引保存>

“電子取引”を電子データ保存するには以下の要件を満たさなければなりません。

要件	内容	エプソンの対応
真実性の要件	<p><u>次のいずれかの措置を行う</u></p> <ul style="list-style-type: none"><li>① タイムスタンプが付された後の授受</li><li>② 授受後遅滞なくタイムスタンプを付す</li><li>③ データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用して授受・保存</li><li>④ 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け</li></ul>	<p>財務 R4シリーズ Ver.22.2にて 機能追加（2022年8月）</p> <p>※事務処理規程も ご用意ください。</p>
可視性の要件	<p>保存場所に、電子計算機（パソコン等）、プログラム、ディスプレイ、プリンタ及びこれらの操作マニュアルを備え付け、画面・書面に整然とした形式及び明瞭な状態で速やかに出力できるようにしておくこと</p> <p>電子計算機処理システムの概要書を備え付けること</p>	<p>財務 R4シリーズ対応済</p>
	<p>検索機能を確保すること</p> <ul style="list-style-type: none"><li>① 取引年月日、勘定科目、取引金額その他のその帳簿の種類に応じた主要な記録項目を検索条件として設定できること</li></ul> <p>→改正後、記録項目は<u>取引年月日、取引金額、取引先</u>に限定</p> <p>※ダウンロードの求めに応じることができるようにしていれば他の要件は不要。</p>	<p>財務 R4シリーズVer.21.4にて 機能追加（2022年1月）</p>

## B 事務処理規程の作成

真実性の要件を満たすために改ざん防止のための“事務処理規程”を定め備付け、その規程に沿った運用が必要になります。国税庁のホームページに公開されているサンプルを参考に、お客様の状況に合わせて作成してください。

### STEP1

電子帳簿保存 事務処理規程

検索



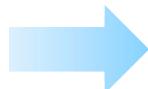
### STEP2

電子帳簿保存 事務処理規程

すべて ニュース 画像 ショッピング 地図 動画 書籍 検索ツール

www.nta.go.jp › law › joho-zeikaishaku › sonota › jirei  
参考資料（各種規程等のサンプル） - 国税庁

電子帳簿等保存に関するもの。国税関係帳簿に係る電子計算機処理に関する事務手続を明らかにした書類（概要）（Word/13KB）。スキャナ保存に関するもの。



### STEP3

参考資料（各種規程等のサンプル）

#### スキャナ保存に関するもの

- ▶ [スキャナによる電子化保存規程（Word/19KB）](#)
- ▶ [国税関係書類に係る電子計算機処理に関する事務の手続を明らかにした書類（Word/16KB）](#)

#### 電子取引に関するもの

- ▶ [（索引簿の作成例）（Excel/11KB）](#)
- ▶ [電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程（法人の例）（Word/16KB）](#)
- ▶ [電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程（個人事業者の例）（Word/18KB）](#)

電子取引のデータ保存に関する事務処理規程

国税庁ホームページ「参考資料（各種規程等のサンプル）」

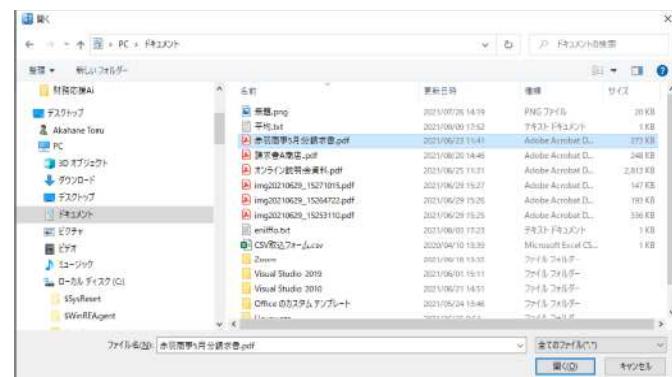
<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

## B 電子帳簿保存（電子取引データの保存）をシステムで始めるには①

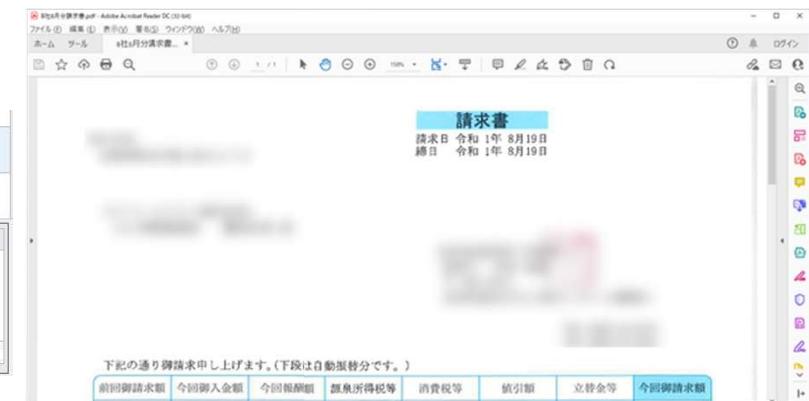
財務 R4 Ver.21.4(1次版)では電子帳簿保存法の改正に対応し、電子取引のデータと仕訳の紐付けに対応しました。  
「証憑」ボタンでは、電子取引データと仕訳を関連付けることができます。

### ▼各入力画面に電子データのリンク[証憑]ボタンを追加

大正銀行					
668	1.30	220 長期借入金	100 現金	273,650	借入金返済
	65				
669	1.30	114 普通預金	202 短期借入金	5,459,000	当年度借入
	66	3 昭和銀行			
訂 正	日付	伝No.	借 方	貸 方	金 額
807	030105	67	461 商品仕入高 1 相澤商事 100 営業部	32 仕込 201 買掛金 1 相澤商事	10,000
証憑					商品A
				〔 〕	3年 1月 5日 諸口残高 0



▲フォルダー、ファイルを指定可能(PC、サーバー等)



下記の通り請求申し上げます。(下段は自動振替分です。)

前回請求額 今回御入金額 今回報酬額 請求所得税等 消費税等 値引額 立替金等 今回請求額

[証]ボタンをクリックすると

訂 正	日付	伝No.	借 方
807	030105	67	461 商品仕入高 1 相澤商事 100 営業部
証憑			



▲選択後:電子データ情報マーク(ファイル名・リンク情報)

設定手順

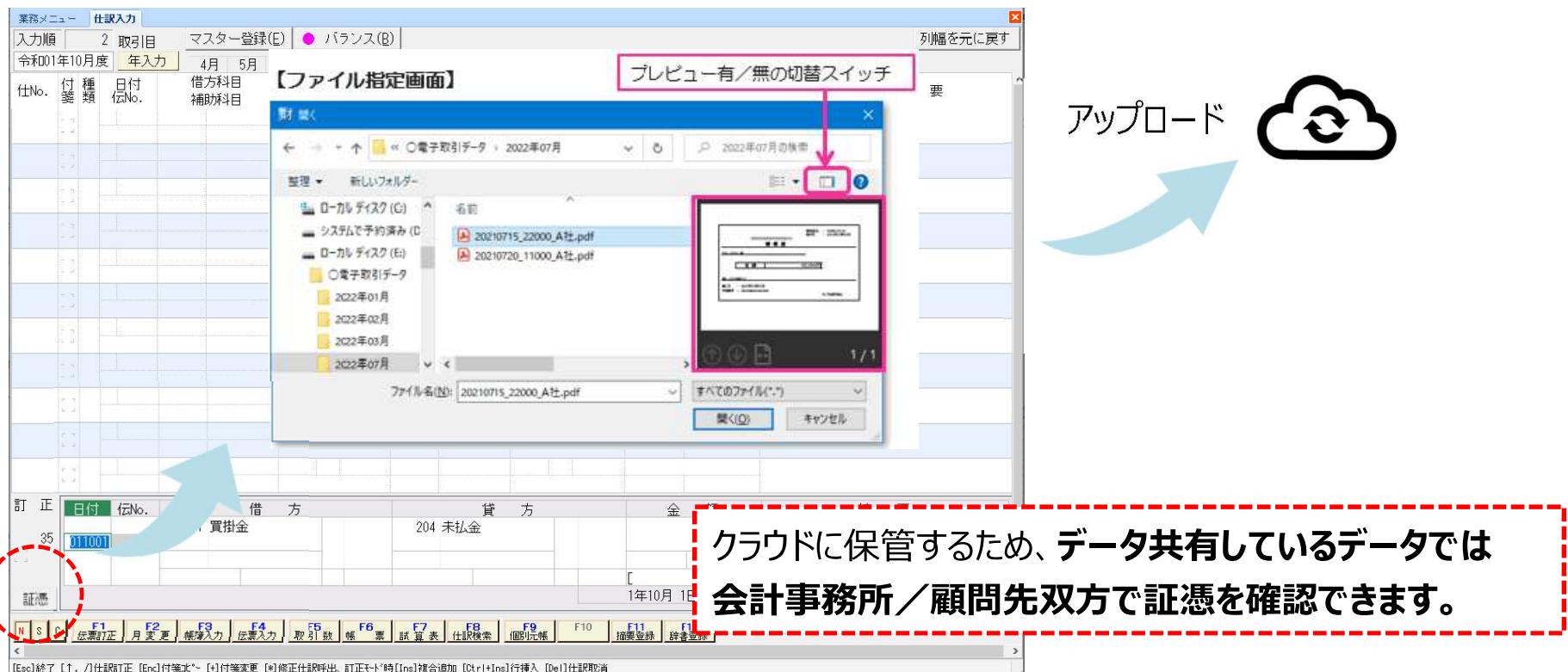
[https://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a\\_id/4804/](https://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a_id/4804/)

【2】

## B 電子帳簿保存（電子取引データの保存）をシステムで始めるには②

財務 R4 Ver.22.2(2次版)では、設定により電子取引データをクラウド上に保管できます。（2022年8月）

「証憑」ボタンを押して電子取引データを選択すると、クラウドにアップロードします。1つの取引に複数の電子取引データを紐づけることができます。証憑ファイルと一緒に仕訳や伝票の情報（日付、金額、科目等）もアップロードされます。



設定手順

[https://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a\\_id/4804/](https://faq.r4support.epson.jp/app/answers/detail/a_id/4804/)

【1】

## C 令和3年度 電子帳簿保存法の改正内容 <スキヤナ保存>

### スキヤナ保存に関する改正事項

#### 1. 税務署長の事前承認制度が廃止

事前承認なしでスキヤナ保存を始めることができるようになりました。

#### 2. タイムスタンプ要件、検索要件等について、次のとおり要件が緩和されました。

- (1) タイムスタンプの付与期間が、記録事項の入力期間と同様、最長約2か月と概ね7営業日以内とされました。
- (2) 受領者等がスキヤナで読み取る際の国税関係書類への自署が不要とされました。
- (3) 電磁的記録について訂正又は削除を行った場合に、これらの事実及び内容を確認することができるクラウド等（注1）において、入力期間内にその電磁的記録の保存を行ったことを確認することができるときは、タイムスタンプの付与に代えることができることとされました。

（注1） 訂正又は削除を行うことができないクラウド等も含まれます。

- (4) 検索要件の記録項目について、取引年月日その他の日付、取引金額及び取引先に限定されるとともに、税務職員による質問検査権に基づく電磁的記録のダウンロードの求めに応じる場合には、範囲指定及び項目を組み合わせて条件を設定できる機能の確保（前頁帳簿の検索要件②及び③に相当する要件）が不要となりました。

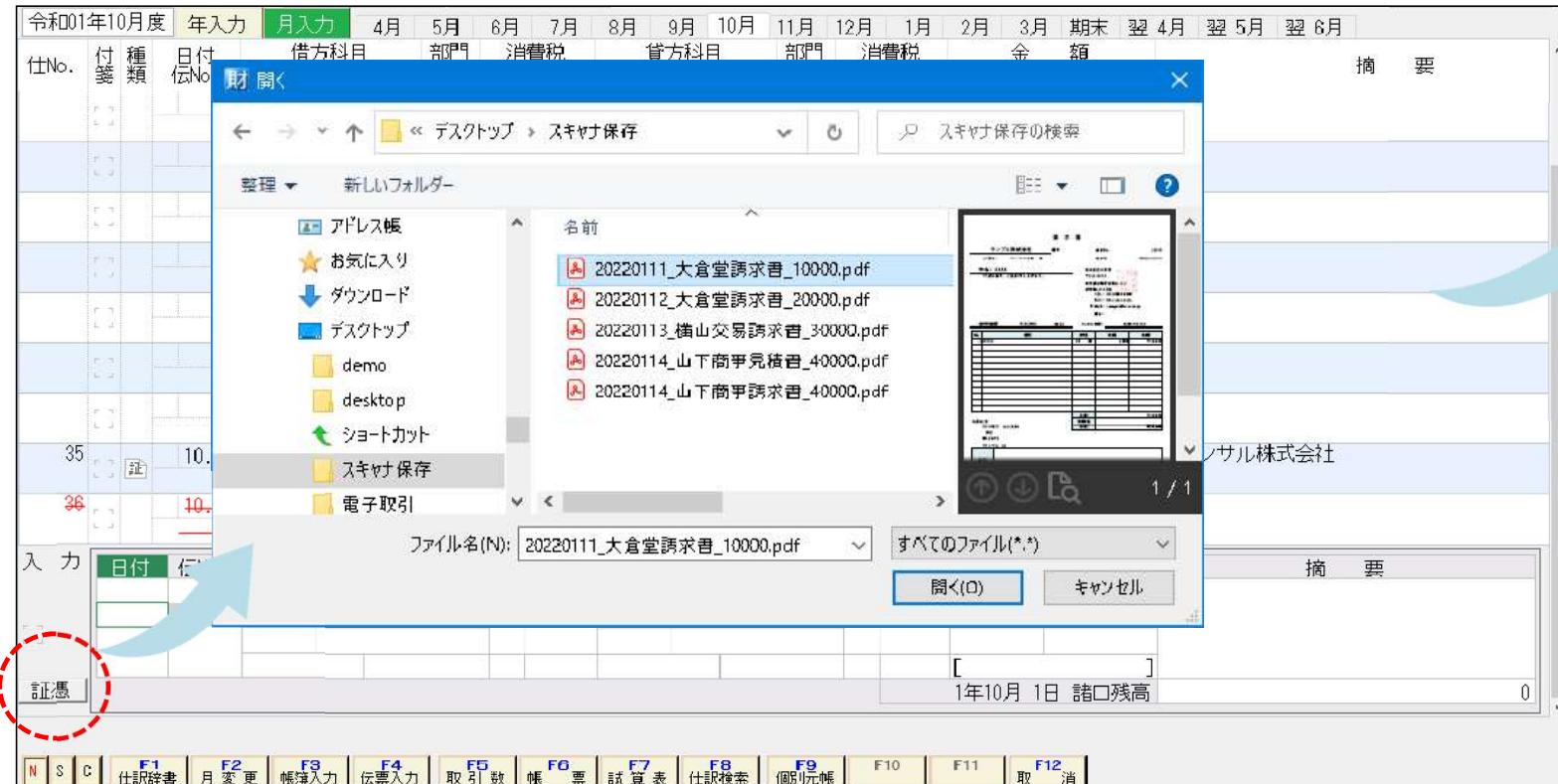
#### 3. 適正事務処理要件（注2）が廃止されました。（注2）相互けん制、定期的な検査及び再発防止策の社内規程整備等のこと。

#### 4. スキヤナ保存された電磁的記録に関連した不正があった場合の重加算税の加重措置が整備されました。

スキヤナ保存が行われた国税関係書類に係る電磁的記録に関して、隠蔽し、又は仮装された事実があった場合には、その事実に関し生じた申告漏れ等に課される重加算税が10%加重される措置が整備されました。

## C 電子帳簿保存（スキヤナ保存）をシステムで始めるには

電子取引に係るデータ保存と同様に、スキャンデータの保管と、その訂正削除履歴をクラウド上で管理できるようにし、スキヤナ保存制度の要件に対応します。（2022年8月）ただし、真実性や可視性を確保するための要件を満たす必要があります。



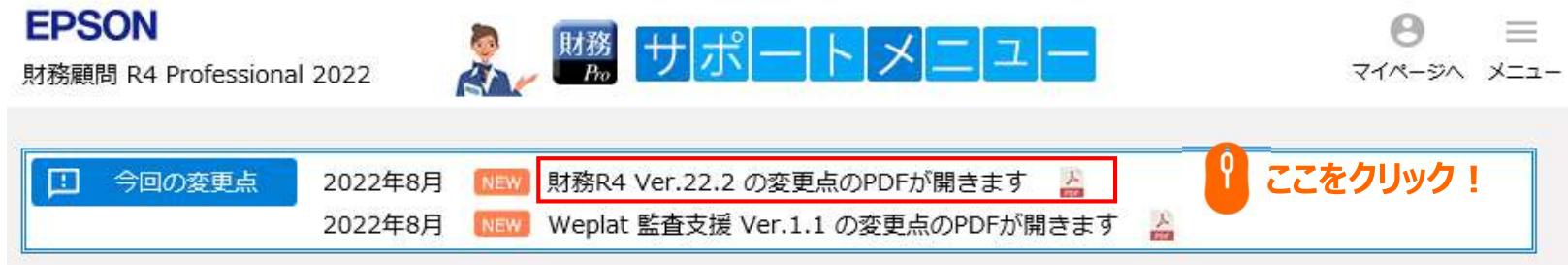
スキャンしたデータを  
クラウドにアップロード

※財務 R4 Ver.22.2では、証憑データのクラウド保管機能を先行試行版としてご利用いただけます。  
来年以降機能を拡張し、有償化を予定しております。

# 3

## 財務 R4 Ver.22.2の変更点

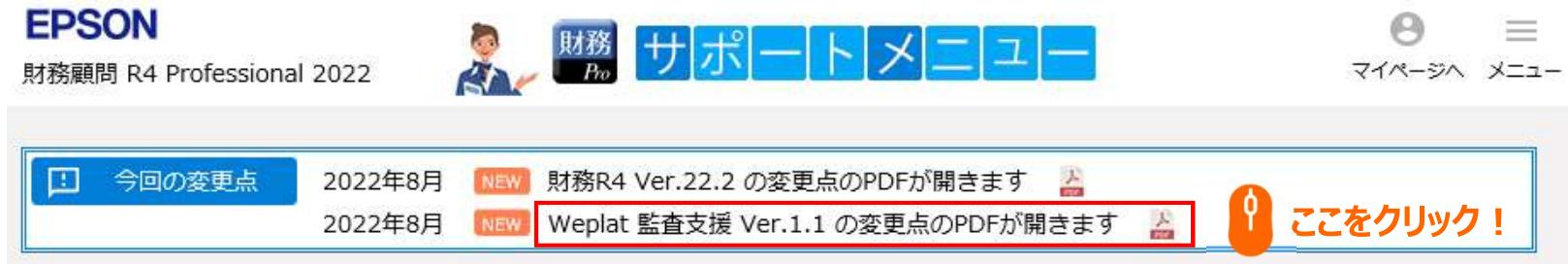
「財務 R4 今回の変更点」資料からご説明します。



# 4

## Weplat 監査支援サービス Ver.1.1の変更点

「Weplat 監査支援サービス 今回の変更点」資料からご説明します。



※財務顧問 R4 Professional／インターKX財務会計 R4 Ver.22.20をインストールすると、  
Weplat 監査支援サービス Ver.1.1も同時にセットアップされます。

## 参考：インボイス制度が始まると…



仕訳と証憑の突合せができ  
適格請求書発行事業者の  
チェックも簡単！



共有



共有



会計事務所



顧問先企業

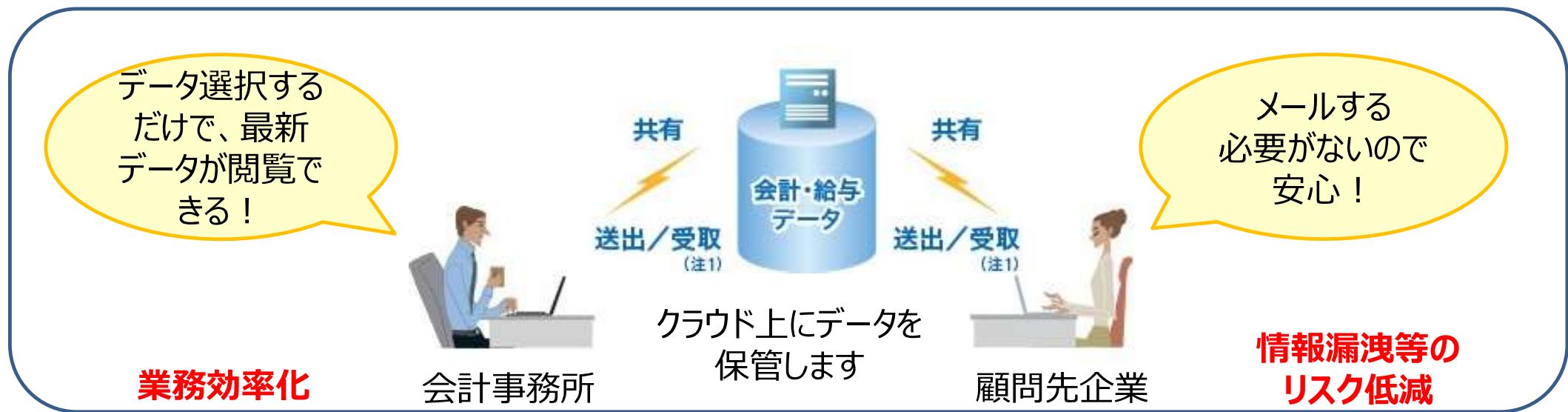
クラウドを介して顧問先と証憑を共有できます

## 参考：自計化を支援する Weplat データ共有サービス

### ► Weplat データ共有サービス（データ共有）

「Weplat 財務応援 R4」をご利用の顧問先と会社データをリアルタイムに共有し、簡単・便利にデータ受け渡しができるサービスです。証憑をクラウドに保管すると、双方で確認できます。

USBメモリやメールでのデータをやり取りを、クラウドを利用した安全なデータ授受へ見直してみませんか？



設定手順

Weplat データ共有サービス 導入手順書・マニュアル

<http://r4support.epson.jp/r4support/ManualDL.nsf/Kmanual/M9000100>

## 参考：チェックを自動化する Weplat 監査支援サービス

### ►Weplat 監査支援サービス

財務 R4※で動作する残高・仕訳チェックプログラムです。※対象製品 財務顧問 R4 Professional、インターKX財務会計 R4 設定されたチェックルールにより異常な箇所を自動でチェックできるため、ミスを防ぎ、チェック・修正時間を短縮できます。インボイス制度が始まると、仕入取引において適格請求書発行事業者か否かに応じた入力チェックが煩雑になると予想されますが、本サービスはチェック業務負担の軽減に役立ちます。

#### 会計事務所



仕訳入力  
→

#### Weplat 監査支援サービス

残高チェック  
仕訳チェック

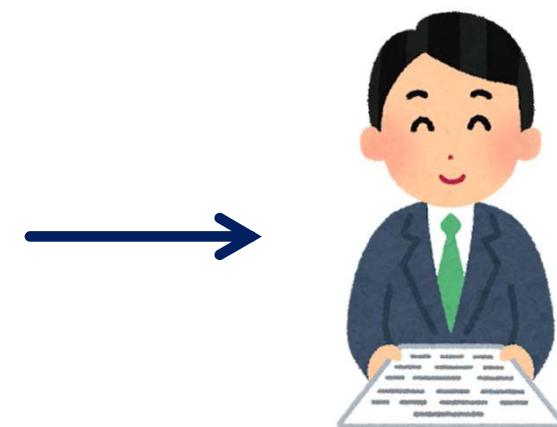
No.	年月	メッセージ	料金	備考
2	2014年3月	支票引出金	1,000,000	
3	2014年3月	支票引出金	1,000,000	
4	2014年3月	支票引出金	1,000,000	
5	2014年3月	支票引出金	1,000,000	
6	2014年3月	支票引出金	1,000,000	
7	2014年3月	支票引出金	1,000,000	
8	2014年3月	支票引出金	1,000,000	

#### 顧問先



仕訳入力  
→

チェック実行→不正な仕訳を修正



高品質な月次決算資料を  
短時間で作成！

# 改正電子帳簿保存法とインボイスに備えましょう

## △証憑の仕訳紐づけとクラウド保管

電帳法で定められている電子取引の電子データ保存やスキヤナ保存の要件に対応するため、Ver.22.2では、証憑をクラウドに保管し、訂正・削除の履歴も保存できるようになりました。“インボイス制度”が始まると、適格請求書発行事業者からの仕入か、それ以外の免税事業者等からの仕入かの判定のため、仕入取引においては請求書に事業者番号が記入されているかどうかの確認が必要です。入力画面から請求書の中身を確認できれば、簡単にチェックできます。

## △顧問先の財務応援 R4のデータをクラウドで共有してみよう

Ver.22.2では、証憑クラウド保管機能のご利用には「データ共有」または「クラウド保管」の設定が条件となります。データ共有すれば、USBメモリやメールでの受け渡しをすることなく会計事務所・顧問先双方でリアルタイムにデータを確認でき、請求書などの証憑もお互いで参照できるようになります。

データ共有は、自計化している顧問先でWeplat 財務応援 R4シリーズをお使いであればすぐに利用できます。

## △Weplat 監査支援サービスを活用しよう

“インボイス制度”が開始されると、適格請求書発行事業者からの仕入か、それ以外の免税事業者等からの仕入かを正しく入力しているか、チェックが必要になります。チェックルールを設定し自動チェックすれば、ミスを防止し、正確な消費税計算に役立ちます。軽減税率のチェック、固定費の入力漏れチェック、重複チェックも可能です。

財務顧問 R4 ProfessionalまたはインターKX財務会計 R4 Ver.22.2をインストールすると、60日間体験できます。ぜひお試しください。

## △適格請求書発行事業者の登録申請書の提出はお済みですか？

2023年10月からは、適格請求書で取引しないと仕入税額控除が適用できず、消費税納税額が多くなってしまう可能性があります。適格請求書発行事業者になるためには事前申請が必要です。申請・届出書 R4を使って申請書を作成し、早めに申請を済ませましょう。